「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（長崎県指定 第１３７号）

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護３～５」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

１．施設経営法人 1
２．ご利用施設 2
３．居室の概要 2
４．職員の配置状況 3
５．当施設が提供するサービスと利用料金 4
６．施設を退所していただく場合（契約の終了について） 9
７．残置物引取人 11
８．個人情報保護について 12
９．事故発生時の対応..........
10. 身体拘束廃止について..........

１．施設経営法人

（１）法人名　社会福祉法人　鶴生会
（２）法人所在地　長崎県西彼杵郡長与町三根郷５９２番地
（３）電話番号　０９５－８６５－７２２０
（４）代表者氏名　理事長　中嶋　俊一郎
（５）設立年月　昭和５１年３月１８日

２．ご利用施設

（1）施設の種類　　指定介護老人福祉施設

（2）施設の目的　　施設介護サービス

（3）施設の名称　　特別養護老人ホーム　悠久荘

（4）施設の所在地　長崎県西彼杵郡長与町三根郷５９２番地

（5）電話番号　　　　　０９５－８６５－７２２０

（6）施設長氏名　　　　林田　直也

（7）当施設の運営方針　　介護が必要になっても出来る限り自立し、尊厳を持って生活できるよう、介護支援サービス計画を作成し、又施設設備・機能等をこれからもよりいっそうの充実を図って行く。

（8）開設年月　　　　　昭和５１年４月３日

（9）入所定員　　　　　４５名

３．居室の概要

（1）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、個室です。

居室・設備の種類	室　数	備　　　考
１人部屋	３９室	
１人部屋(ﾄｲﾚ付)	6室	
合　　計	４５室	
静養室	1室	
共同生活室	3室	
機能訓練室	3室	［主な設置機器］ 廊下手すり　歩行器
浴　室	４室	機械浴(特殊浴槽)・個浴
医務室	１室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	配置職員
１．施設長（管理者）	１名
２．介護職員	１５名以上
３．生活相談員	１名以上
４．看護職員	２名以上
５．機能訓練指導員　　（兼務 1）	１名以上
６．介護支援専門員	１名以上
７．医　師	１名
８．管理栄養士	１名以上
９．洗濯員	１名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職　　種	勤　務　体　制
１．医　　師	毎週火曜日　　14：３０～１６：００
２．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出：８：００～１７：００　３名 遅出：１０：００～１９：００　３名 夜間：１７：００～翌１０：００　３名
３．看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：８：３０～１７：３０　　２名
４．機能訓練指導員	標準的な時間帯～おける最低配置人員 １５：３０～１６：３０　　１名
５．介護支援専門員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中　８：３０～１７：３０　　１名
６．生活相談員	日中　９：００～１８：００　　１名
７．管理栄養士	日中　９：００～１８：００　　１名

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合 （２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割 or ８割 or ７割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入　　浴

・入浴又は清拭を週２回以上行います。

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排　　泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

・相談援助サービス

・行政手続き代行

〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第５条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事と居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

介護保険負担割合証＝１割

１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度１ 6,700 円	要介護度２ 7,400 円	要介護度３ 8,150 円	要介護度４ 8,860 円	要介護度５ 9,550 円
２．うち、介護保険から給付される金額	6,030 円	6,660 円	7,335 円	7,974 円	8,595 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
４．日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円　※１回/日				
５．看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	6 円・13 円　※１回/日				
６．栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ強化加算	11 円　※１回/日				
７．安全対策体制加算	20 円　※初回のみ				
８．夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	27 円　※１回/日				
９．生産性向上推進体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	100 円・10 円　※１回/月				
１０．褥瘡ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算（Ⅰ・Ⅱ）	3 円 or13 円　※１回/月				
１１．処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に 13.6%を乗じた額				

介護保険負担割合証＝２割

１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度１ 6,700 円	要介護度２ 7,400 円	要介護度３ 8,150 円	要介護度４ 8,860 円	要介護度５ 9,550 円
２．うち、介護保険から給付される金額	5,360 円	5,920 円	6,520 円	7,088 円	7,640 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	1,340 円	1,480 円	1,630 円	1,772 円	1,910 円
４．日常生活継続支援加算	92 円　※１回/日				
５．看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	12 円・26 円　※１回/日				
６．栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ強化加算	22 円　※１回/日				
７．安全対策体制加算	40 円　※初回のみ				
８．夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	54 円　※１回/日				
９．生産性向上推進体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	200 円・20 円　※１回/月				
１０．褥瘡ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算（Ⅰ・Ⅱ）	6 円 or26 円　※１回/月				
１１．処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に 13.6%を乗じた額				

介護保険負担割合証＝３割

１．ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度１ 6,700 円	要介護度２ 7,400 円	要介護度３ 8,150 円	要介護度４ 8,860 円	要介護度５ 9,550 円
２．うち、介護保険から給付される金額	4,690 円	5,180 円	5,705 円	6,202 円	6,685 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	2,010 円	2,220 円	2,445 円	2,658 円	2,865 円
４．日常生活継続支援加算	138 円				
５．看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	18 円・39 円				
６．栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ強化加算	33 円				
７．安全対策体制加算	60 円　※初回のみ				
８．夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	81 円　※１回/日				
９．生産性向上推進体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	300 円・30 円　※１回/月				
１０．褥瘡ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算（Ⅰ・Ⅱ）	9 円・39 円　※１回/月				
１１．処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に 13.6%を乗じた額				

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。(契約書第 19 条、第 22 条参照)

１．サービス利用料金	2,460 円
２．うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
３．自己負担額（１－２）	246 円
４．居室に係る自己負担額	2,066 円
３．自己負担額	2,312 円

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）
＊以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食　事

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
・食事等にかかる費用は、原則として全額自己負担していただきます。
（１日：１,445 円）
（食事時間）
朝食：8：30～9：00　昼食：12：00～13：00　夕食：17：20～18：00

特別な食事（酒を含みます。）
ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費
※食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

②理髪・美容
［理髪サービス］
理髪サービスをご利用いただけます。
散髪ボランテイア来荘時は無料と致します。
利用料金：実　費　1500 円

③貴重品の管理
ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。
○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
○保管管理者：施設長
○出納方法：　手続きの概要は以下の通りです。
・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
・保管管理者は出入金の都度出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
○利用料金：無　料

④ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｸﾗﾌﾞ活動

ご契約者の希望によりﾚｸﾘｴｰｼｮﾝやｸﾗﾌﾞ活動に参加していただくことができます。

利用料金：無　料

＜例＞

ⅰ）　主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
１月	１日－お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…）	
2 月	3 日－節分（施設内で豆まきを行います。）	
3 月	3 日－ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
4 月	上旬－お花見（お花見できる公園まで外出します。）	

ⅱ）クラブ活動

音楽、書道、茶道、華道（材料代等無料です。）

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

⑦居住費

居住費として、一般の方は、１日２０６６円

※食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払 イ．下記指定口座への振り込み 十八親和銀行　住吉支店　普通預金　　社会福祉法人　　鶴生会 特別養護老人ホーム　悠久荘 施設長　　　林　田　直　也 口座番号　　５７８３２５

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

西彼杵郡長与町高田郷８４９－１８	女の都病院
西彼杵郡長与町北陽台１丁目５－１	長崎北徳洲会病院
西彼杵郡時津町浦郷４２８－２０	えがしら歯科医院

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第 14 条参照）

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
（但し、ご契約者が平成 12 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合、本号は、適用されません。）
②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の５日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

②　介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合に契約者の家族等の申し出があった場合。
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ④ ご契約者が病院又は診療所に長期入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合 ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について＊（契約書第 19 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、６日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②７日間以上４週間以内の入院の場合

４週間以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③４週間以内の退院が見込まれない場合

４週間以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介 居宅介護支援事業者の紹介 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

７．残置物引取人（契約書第21条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

８．苦情の受付について（契約書第23条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における相談・苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

相談受付窓口（担当者）

［職　名］　介護支援専門員　植木　正樹　　生活相談員　新留　一志

苦情解決責任者

［職　名］　施設長　林田　直也

受付時間　毎週月曜日～金曜日

９：００～１７：００

第三者委員　法人監事　岩崎　裕介　　長崎市滑石３丁目5-34

TEL　095-865-7288

（２）　相談・苦情処理の体制・手順（別紙のとおり）

９．事故発生時の対応（別紙のとおり）

１０．　身体拘束廃止について（別紙のとおり）

11．個人情報保護について（契約書第 24 条参照）

当施設では、利用者の皆様の個人情報の保護に積極的に取り組みます。

（1）個人情報の利用

- 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲内を超えて利用致しません。
- サービス提供のための利用のほか、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療（病院受診・入院）・介護・福祉施設との連携、等のために個人情報を利用することがあります。また、外部施設による施設評価、発表会や出版物等で個人名が特定されない形で報告することがあります。（詳細は別紙にて掲示しております。）
- 当施設は介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で介護専門職の学生が、介護・看護などに同席する場合があります。

（2）ご希望の確認と変更

- 入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前にお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- 居室における氏名の掲示を望まない場合にはお申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。

- 電話あるいは面会者からの部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、申し出ください。

- 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。
  お気軽にお申し出下さい。

（3）相談窓口

当施設における相談は以下の専用窓口で受け付けます。

個人情報相談受付窓口（担当者）

［職　名］　介護支援専門員　植木　正樹　　生活相談員　新留　一志

受付時間　毎週月曜日～金曜日

９：００～１７：００

令和　　年　　月　　日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　　　特別養護老人ホーム　悠 久 荘

説明者職名　　　　　　　　施設長　 氏 名　　林　田　直　也

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代筆・代理

氏　　名　　　　　　　　　　　　　続　　柄　　　　　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　ＲＣ造一部Ｓ造、地上平屋建

（２）建物の延べ床面積　 １，９０３㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成 12 年 4 月 1 日指定　長崎県 445 号　空床利用型

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

１５名の利用者に対して１名以上の看・介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

１名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

１名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

１名以上の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

１名以上の介護支援専門員を配置しています。

嘱 託 医…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

１名の医師を配置しています。

管理栄養士…栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第 2 条参照)

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、３か月（※要介護認定有効期間）に１回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

４．サービス提供における事業者の義務（契約書第７条、第８条、第９条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。 ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。 ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。 ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。 ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。 ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。 ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務） ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。 また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限＊

入所にあたり、原則的には制限しておりませんが、刃物・ペット等はご遠慮願います。

（２）面　会

面会時間　　９：００～２０：００

※来訪者は、その都度来訪者名簿への記入をお願いします。

※なお、来訪される場合、食べ物を持ち込む場合は、職員までお申し出ください。

（３）外出・外泊（契約書第 22 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月 6 日間とさせていただきます。

（４）食　事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 ５（１）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条参照）

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（６）喫　煙

施設内は禁煙にご協力お願い致します。

６．損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。